

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成 25 年度 業務実績評価シート

平 成 2 5 年 度 評 価 項 目 に つ い て

評価区分	25年度計画記載項目	頁
評価シート1 (生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	1
	1 研究に関する事項を達成するための措置	1
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	1
	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	1
評価シート2 (日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	4
	1 研究に関する事項を達成するための措置	4
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	4
	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	4
評価シート3 (「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	6
	1 研究に関する事項を達成するための措置	6
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	6
	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	6
評価シート4 (研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	8
	1 研究に関する事項を達成するための措置	8
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	8
	エ 研究能力の向上のための措置	8
	オ 効果的な栄養教育手法の開発	8
評価シート5 (論文、学会発表等の促進)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	10
	1 研究に関する事項を達成するための措置	10
	(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	10
	ア 論文、学会発表等の促進	10
評価シート6 (講演会等の開催、開かれた研究所への対応)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	11
	1 研究に関する事項を達成するための措置	11
	(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	11
	イ 講演会等の開催	11
	ウ 開かれた研究所への対応	11
評価シート7 (研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	13
	1 研究に関する事項を達成するための措置	13
	(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	13
評価シート8 (健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	15
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	15
	(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	15

評価区分	25年度計画記載項目	頁
評価シート9 (社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	17
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	17
	(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	17
評価シート10 (国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	18
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	18
	(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	18
評価シート11 (栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	20
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	20
	(4) 栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置	20
評価シート12 (情報発信の推進に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	21
	3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	21
評価シート13 (運営体制の改善に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	22
	1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	22
評価シート14 (研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	25
	2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	25
評価シート15 (職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	26
	3 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	26
評価シート16 (事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	28
	4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	28
評価シート17 (評価の充実に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	29
	5 評価の充実に関する事項を達成するための措置	29
評価シート18 (業務運営全体での効率化を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	31
	6 業務運営全体での効率化を達成するための措置	31
評価シート19 (外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置)	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	33
	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置	33
評価シート20 (経費の抑制に関する事項を達成するための措置)	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	34
	2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置	34
評価シート20 (予算、収支計画、資金計画)	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	34
	1 予算	34
	2 収支計画	34
評価シート21 (その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置)	第4 資金計画	34
	第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	36

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第1 中期目標の期間 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1. 研究に関する事項 （1）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項 研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。 ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置 1. 研究に関する事項を達成するための措置 （1）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置 研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。 ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事とによるテーラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。 a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置 1. 研究に関する事項を達成するための措置 （1）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置 ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 a 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示 ①「健康づくりのための身体活動基準2013」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を実施する。また、平成26年4月に公表される見込みの食事摂取基準策定に向けて、エビデンス収集、データベース更新、取りまとめ等の作業を行う。 ②国民健康・栄養調査の身体活動に関する質問・歩数計の評価法の高度化に関する研究を実施する。 ③身体活動疫学研究を実施し、将来の身体活動基準・指針改定のためのエビデンスを蓄積する。 ④有疾患患者やライフステージに特有なエネルギーの必要量設定のための根拠となるデータを蓄積する。また、日本人の知見が不足している高齢者および小児を主な対象として、二重標識水法を用いて、1日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積する。さらに、活動量計などを用いて、成人の身体活動の特性（強度や時間帯、活動内容など）を明らかにする。それにより、食事摂取基準における推定エネルギー必要	①・運動基準2006で示された運動・身体活動量23Exの妥当性を検討するための大規模前向き研究において、平成24年9月30日の時点で約1071名の割り付けが終了し、介入・観察を継続している。ベースラインデータの横断的分析により、サルコペニアの診断指標である四肢筋量指数の代替指標として下腿最大周囲長を用いることが可能なこと、動脈粘性が加齢により増加すること、身体活動基準と食事摂取基準とともに満たす者は両方満たさない者だけでなく、どちらかを満たす者よりも腹囲などが良好であることなどを明らかにした。また、縦断的分析により、23メッツ・時／週の身体活動の実施による腰痛有訴やメタボリックシンドローム発症群の関係を検討した。 ・厚労省からの依頼により、食事摂取基準値策定の根拠となる日本人の参照体位（身長および体重）を決定するため、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの基準体位（案）を算出した。また、同様に、目安量（AI）および目標量（DG）策定の根拠を決定するため、エネルギーおよび各栄養素の摂取量についても、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの摂取量根拠（案）を算出した。さらに、目標とするBMIを設定するための根拠として、種々のパターンでのBMI分布について解析した。これらデータが食事摂取基準2015年版策定の根拠として用いられている。また、日本人の食事摂取基準改定に資する研究として、1）n-6系脂肪酸および炭水化物の目標量については、2015年版で策定根拠を明示する（再レビュー）必要があること、2）目安量（AI）策定に使われている現行方法（国民健康・栄養調査の2年間プールデータを用いた中央値）が妥当であること、3）日本人のヨウ素摂取量は耐容上限量を超えている者が一定割合で存在する事を明らかにした。 ・合理的かつ科学的信頼性の高いレビュー実施に向け、諸外国のレビューシステムを調査し、1）策定を標準化するためのレビューシステム素案、2）エビデンスフォーム素案等を作成し、策定関連会議に提出した。

	b ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明する。 c 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテララーメード予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。	量の改定に資する資料を提供する。 ⑤ヒューマンカロリーメーターを用いて、食事のタイミングがエネルギー基質に与える影響を検討することにより、肥満の予防や解消に寄与する知見を獲得する。 ⑥人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、食事・身体活動・食行動意識、心理的要因・遺伝的要因等と生活習慣病発症との関連性や、運動と食事の保健指導効果について引き続き検討する。 b 生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明 ①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で 2 型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域の解析や次世代シーケンスによる高密度多型情報と imputaion による全ゲノム関連解析により新たな 2 型糖尿病感受性遺伝子を同定する。 ②複数のコホート研究において、これまでに明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝子の生活習慣病発症への寄与や、栄養・運動や食習慣との相互作用について明らかにする。 c 遺伝子改変動物等を用いたテララーメード予防法開発にむけた科学的根拠の提示 ①遺伝子操作動物を用いて、我々が同定した日本人の 2 型糖尿病感受性遺伝子の機能について解明する。高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、既に作製した遺伝子操作動物あるいは脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物を用いてインスリン抵抗性メカニズムについて検討する。さらに運動におけるインスリン抵抗性改善メカニズムについて検討し、糖尿病・メタボリックシンドロームの改善や予防法の開発につなげる。 ②たんぱく質、脂質、炭水化物等の主要栄養素の過剰、過少摂取で生じる肥満、生活習慣病に関して、脂肪食摂取後に血中脂質濃度が増加するマウスや培養細胞を用いて発症機序解明を行う。さらに、予防・治療法に関する研究を行う。	・過去に引用されたエビデンスのデータベース（食事摂取基準文献情報データベース）を改良し、2015 年版の策定をエビデンス部分で支えた。 ②国民健康・栄養調査の歩数測定における装着状況が集計結果に及ぼす影響、高齢者における歩数測定の再現性・安定性に関する研究を実施した。 ③東京ガスコホートを中心とした身体活動疫学研究により、健康づくりのための運動基準 2013」における全身持久力の基準値と 2 型糖尿病罹患との関係、全身持久力と飲酒習慣の全がん死亡への相互作用、全身持久力と BMI の全がん死亡への相互作用、青壮年期の体重増加と生活習慣病罹患との関係などを前向きに検討した。 ④人工呼吸器導入前の ALS 患者 30 名について 1 日のエネルギー消費量を二重標識水法を用いて測定したところ、健常人に比べてエネルギー代謝が亢進していた。また、ほぼ自立した生活を送っている高齢者において、二重標識水法による総エネルギー消費量・身体活動レベル、および IAA0 法によるたんぱく質必要量のデータを収集するための調査を昨年度から今年度までにそれぞれ 55 名、25 名の測定を実施した。現時点では、高齢者でも、従来考えられていた値より高めの身体活動レベルが得られている。また、3～6 歳の幼児においても、二重標識水法による総エネルギー消費量の測定を実施しており、いずれも、来年度までにデータの収集および分析までを終了する予定である。 ⑤ヒューマンカロリーメーターを用いて、3 種類の朝食の栄養素組成によって 1 日の基質利用が異なるかを検討し（2 泊の入室×3 回×10 人）、朝食の栄養素組成が 1 日の基質利用と関連するという結果が得られた。 ⑥人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究のベースライン測定を終了、4454 名を登録し、有訴や疾患発症などをエンドポイントとした観察を開始した。 ①1000 ゲノムプロジェクトと Imputation 法を用いて全ゲノム関連解析を行ったところ、新規の 2 型糖尿病感受性遺伝子として MIR129-LEP, GPSM1, SLC16A13 遺伝子を同定した。さらにこの遺伝子はヨーロッパでは 2 型糖尿病との関連を認めず、東アジア民族に特有の 2 型糖尿病感受性遺伝子であることを明らかにした。 ②大規模無作為割り付け介入研究コホートにおいて、506 名の GWAS とインビューテーションを用いた分析により、身体活動量の個人差に関連する遺伝子多型の候補を抽出した。また、候補遺伝子アプローチを用いて、生活習慣病等のリスクに及ぼす身体活動・体力と遺伝の相互作用について検討した。また、人間ドック受診者を対象としたコホートで、肥満や糖尿病関連遺伝子多型について、肥満や食事習慣との関係について検討した。 ①欧米人と同様、日本人においても 2 型糖尿病感受性遺伝子として同定された TCF7L2 の機能を膵β細胞特異的に低下させたトランスジェニックマウスを解析したところ、このマウスでは発生、分化の段階から細胞増殖が低下し、膵β細胞量が減少し、インスリン分泌が低下していることが明らかとなった。またなぜひ満に伴う慢性炎症がさらなるインスリン抵抗性の増悪につながるのかを明らかにするために、高脂肪食を負荷したマクロファージ特異的 IRS2 欠損マウスを用いて解析した結果、肥満に伴う持続する高インスリン血症は、慢性的にマクロファージの IRS2 の発現を低下させ、高血糖や脂肪肝を呈しさらにインスリン抵抗性が増悪することが明らかとなった。 ②炭水化物過少、脂質過剰で生じる肥満、脂肪肝等について検討を行った。肥満マウスに対しては、初期において肥満改善効果がみられたが長期では効果はなく、脂肪肝増悪化など安全性に問題があった。一方、脂質過少食は同様の肥満改善効果があり脂肪肝も改善された。標準体重マウスでは、体重増加が抑制されたが脂肪肝を発症した。肥満マウス、標準体重マウスとも各組織において糖や脂質代謝に関わる遺伝子発現変化がみられた。
--	--	--	--

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
評価の視点等	【評価項目 第1－1（1）ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】		自己評価	A			評 定	
			厚生労働省策定の身体活動基準 2013 で示された基準の妥当性についての検討、日本人の食事摂取基準改定に資する研究の実施、将来の身体活動基準・指針改定のためのエビデンスの蓄積、大規模コホートの解析から新たに運動と食事の併用効果に関する知見の獲得など、生活習慣病予防のための研究成果は大きな進展がみられており、行政施策の遂行に寄与するところも大である。				(委員会としての評定理由)	
	【数値目標】 －		－				(各委員の評定理由)	
	【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。		実績：○ 生活習慣病予防や治療につながる新たなインスリン分泌のメカニズムや運動におけるインスリン抵抗性発症メカニズムについての知見が得られた。さらに、主要栄養素の過剰、過少摂取で生じる肥満、生活習慣病の発症機序解明等、大きな成果が出ており、生活習慣病予防に向けた優れた業績があった。				(その他の意見)	
	・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。		実績：○ 「運動基準 2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するため、大規模前向き介入研究を実施し、介入・観察を継続している。また、食事摂取基準値策定の根拠となる日本人の参照体位（身長および体重）を決定するため、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの基準体位（案）を算出した。これらデータが食事摂取基準 2015 年版策定の根拠として用いられている。					
	・研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。 また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。		実績：○ 大規模コホート研究は、長期にわたる研究期間を必要とするので、まだ研究の結果を保健指導の実践に生かすに至っていないが、現時点においても社会医学的に重要な知見が見いだされており、将来の施策に寄与する可能性が大きいと評価する。					
	・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。		実績：○ 上欄に同じ					
	・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 研究成果は、主に欧文原著論文として、インパクトファクターの高い国際的に主要な学術誌に発表している。コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図っている。					
	・研究成果の意義が適切に示されているか。		実績：○ 研究成果の意義について、総説ならびに学会シンポジウム、専門家や一般市民を対象とした講演会などで適切に示した。					
	・長期的（10 年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 大規模コホート研究等、現時点では縦断的な研究成果を実践に生かすところまでは至っていないが、ベースライン分析に基づく断面研究の成果や社会科学的に重要な知見を見いだすなど、副次的な研究成果が見られている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。 a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。 b 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究 a 食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集 ①2015年版食事摂取基準の策定に際し、小児や高齢者などエビデンスが不足している対象集団について、国民健康・栄養調査データを用いて、栄養素等摂取量と生体指標の関連について検討を実施する。 ②小児や高齢者のエネルギー摂取量の基準値策定のため、基礎代謝基準値の妥当性の検討を実施する。また、食事調査におけるエネルギー摂取量の過小評価の問題について、調査研究を実施する。 ③平成24年度までの研究から得られた知見を活かし、活用の障害となっている事項を整理・分類し、これらを取り除くための方策について調査研究を実施する。 b 国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する検討 次期「健康づくり運動」の策定及び開始前評価に向けて、国民健康・栄養調査の機能強化とデータ利活用を通じて個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資する研究を行う。 国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を引き続き行う。	①国民健康・栄養調査 複数年データプールを用い、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」に用いる参照体位、目安量、目標とするBMIに使用するデータの集計、提出を行った。 ②日本人で不足している高齢者のエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施し、高齢者においては、男女ともに加齢に伴いエネルギーおよびたんぱく質等の栄養素の摂取量が減少すること、貧血の頻度は加齢とともに増加し、男性では魚介類・肉類の高摂取、女性では肉類の高摂取は貧血のリスクを低下させることと関連があることを明らかにした。 ③食事摂取基準の活用例として、東日本大震災後に発出した「避難所における栄養参照量」の認知率、活用率について被災3県の栄養士会会員を対象に調査した。避難所支援を行った者では約6割活用していた。 ①国民健康・栄養調査結果を用いて、若年層で総エネルギー摂取量の減少傾向が血液検査実施率の低下傾向と相関があること、年次推移の検討が困難となっていた穀類（米・加工品、小麦・加工品）について米・摂取量の摂取量が減少傾向にあること、アルコール摂取量が増加傾向にあること、腹囲の値が自己申告かどうかでBMI、腹囲に差がみられることを示すとともに、国民健康・栄養調査で現在使われている水銀血圧計から自動血圧計に移行した場合に考慮すべき事項を文献等により整理した。 ②日本人の健康・栄養状態をモニタリングする手法を確立するための基礎データを得る目的で、厚生労働省保険局から特定健診結果を集計表により提供を受け、身体計測値に関して国民健康・栄養調査の結果と比較検討を行った。また、生活習慣病による死亡等の将来予測を行うシミュレーションモデルについては、米国の同様のモデルを参考に、日本版のモデルを検討中である。これに関連して、産業大分類別の死亡に関するシミュレーションモデルを作成し、2020年までの死亡数の変化について予測を行った。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（1）イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究】	自己評価	A			評 定	
		食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施した。また、当該基準に関して収集した基礎資料、文献等を整理しデータベースを構築し、将来の栄養疫学部門の研究と実践に大きく寄与した。				(委員会としての評価理由)	
【数値目標】 －		－				(各委員の評価理由)	
【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。		実績：○ 栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を行った。				(その他の意見)	
・わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。		実績：○ 国民健康・栄養調査結果を活用して、穀類摂取量およびアルコール摂取量の年次推移を明らかにする研究ならびに身体状況調査結果の精度に関する研究を行った。また、日本人の健康・栄養状態をモニタリングする手法を確立するための基礎データを得る目的で、身体計測値に関して特定健診と国民健康・栄養調査の結果の比較検討を行った。					
・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。		実績：○ 国民健康・栄養調査プールデータを用いて、高齢者の性年齢別の栄養素摂取量および生体指標を解析した。高齢者では男女ともに加齢に伴いエネルギーおよびたんぱく質等の摂取量が減少すること、貧血の頻度は加齢とともに増加し、男性では魚介類・肉類の高摂取、女性では肉類の高摂取は貧血のリスクを低下させることと関連があることが明らかとなった。					
・策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開しているか。		実績：○ 世界へ向けた「日本人の食事摂取基準」（2010 年版）の発信を目的として、英語版概要を作成し、HPにて公開した					
・国や地方自治体を実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。		実績：○ データの質は客観的かつ精度の高いものである。					
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ これらの研究成果は主要な学術誌に論文として発表するとともに、普及啓発事業を通じて広く一般への広報活動を行った。また、関連する文献のデータベース化と一般公開は、将来、栄養疫学部門の研究とその実践において大きく寄与すると考える。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。 a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。 また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 a 「健康食品」等の素材成分に関する情報収集及び健康影響に関する調査研究 ①抗酸化物質摂取の健康影響を明らかにするための疫学研究の基礎データとするため、種々の食品の抗酸化能を測定し、データを蓄積する。 ②測定成分の曖昧さにより分析法が確立されていない栄養成分に関して検討を行う。また、カラムスイッチングHPLCを用いたビタミンD分析法の開発を行う。 ③食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価 ・市販のものよりも高い力価を持った RBP4 抗体を作成する。また RBP4 が新規のサイトカインであるか否か調べる。 ・引き続きβカロテン-ビタミン A 転換酵素の遺伝子発現制御機構を分子レベルで明らかにする。特に RAR/RXR の結合状態と転写制御の関連について調べる。 ④疾病モデル動物における「健康食品」素材の健康影響評価を行う。特に、エストロゲン様作用をもつ「健康食品」素材の健康影響評価及び有効性の評価を行う。また、これらの素材と医薬品の併用摂取による相互作用に関する研究を行う。 ⑤「健康食品」の原材料の安全性評価として、ミネラル酵母に関する試験を実施する。 ⑥コレウス・フォルスコリ抽出物による薬物代謝酵素の誘導および脂肪肝誘発の原因物質の検索を行う。また、コレウス・フォルスコリ以外のハーブで、薬物代謝酵素への影響を検討する。 ⑦肝細胞を用いた検討により抗炎症作用を示した素材のなかで、クルクミンについて、肝臓における抗炎症作用の有無を動物モデルで検討する。	①215 品目の食品について、実測または文献調査により ORAC 値(抗酸化能)のデータを収集した。 ②カラムスイッチング HPLC を用いたビタミン D 分析法は、実サンプルにおいてビタミン D のピーク分離に成功したが、添加・回収率に若干の問題があり、さらなる改良を加える必要がある。 ③食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価 ・力価の高いビタミン A 結合タンパク質 (RBP4) の in vitro 大量調整法を確立するとともに、高い力価の抗 RBP4 抗体を作成し、血中 RBP 測定系の構築をめざした。その結果、市販に比べて高い力価を持つ抗体は作成できなかった。RBP4 遺伝子発現を制御する新規の転写因子である PSMB1 の核内移行による転写調節機構の一部を明らかにした。 ・βカロテン-ビタミン A 転換酵素 (BCM01) がレチノイン酸によって発現誘導されない分子メカニズムを解析した。BCM01 遺伝子プロモーターにはビタミン A 受容体である RAR/RXR がビタミン A 依存的に結合するが、その結合が極めて弱いことが明らかとなった。 ④閉経後骨粗鬆症モデル動物を用い、健康食品素材であるレスベラトロール (RS) と医薬品との相互作用を評価した。モデル動物では肝臓の薬物代謝酵素の遺伝子発現が亢進しており、RS と抗コレステロール薬であるスタチンは、特定の薬物代謝酵素の遺伝子発現を抑制した。両者は、肝臓の病理組織学的検査において大滴性脂肪滴を減少させたが、相互作用は認められなかった。 ⑤ミネラル酵母に含まれるミネラルの形態確認手法について検討を行い、セレンを対象とした検討では、陽イオン交換樹脂を用いることにより、無機セレンと有機セレンを分画可能であることが示唆された。 ⑥コレウス・フォルスコリ抽出物による薬物代謝酵素の誘導および脂肪肝誘発の原因物質の検索のため、分画を行った。また、クルクミンは薬物代謝酵素に影響を及ぼさないこと、レスベラトロールの長期摂取により、薬物代謝酵素を誘導する可能性が示唆された。 ⑦肝細胞を用いた検討により抗炎症作用を示した素材のなかで、クルクミンについて検討したところ、マウスを用いた検討により、クルクミンの摂取は抗炎症作用を示さず、さらには、肝毒性も示さなかったことから、吸収されていないことが示唆された。そこで、高吸収型クルクミンを用いて検討したところ、抗炎症作用が認められた。しかしながら、非アルコール性脂肪肝炎に対し抑制作用を示さなかった。
	b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。	b 「健康食品」に関する公正な情報の提供 ①『「健康食品」の安全性・有効性情報 (hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して継続的な掲載情報の更新をするとともに、それらの情報の効果的な発信等に関連した調査研究を行う。また、消費者が必要な情報を得られやすい様にサイトの改修を行う。 ②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報 (fosdu)』のサイトに関して、継続的な掲載情報の更新に努める。 ③24 年度に配布・収集した高齢者や病者に着目した健	①『「健康食品」の安全性・有効性情報 (hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して、データ追加を行った。特に安全性・被害関連情報については積極的に情報収集して迅速な提供に努めた。本年度に作成した情報の内訳は、新規情報が 265 件、更新・追記情報が 368 件であった。登録会員への更新情報メールの配信 (毎月)、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は 14,000 件/日以上であった。 ②(公社)栄養士会と連携して運営している「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」サイトに適宜情報を追加した。作成した情報の内訳は、新規情報が 18 件、更新・追加情報が 6 件であった。サイト全体を見直し、リンク切れ等の修正、サイトの利用環境に関して適宜対応した。アクセス数は、約 600 件/日であった。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

			康食品の利用実態アンケートの結果を精査・解析し、問題点を明らかにした上で、適切な情報提供に活用する。 ④厚生労働省、国民生活センター、企業で収集されている健康食品との因果関係が疑われる健康被害情報（苦情を含む）の特徴を精査し、それぞれの情報が集約しやすい方法の考案、ならびに健康被害との因果関係を調べるアルゴリズムの開発をさらに進める。	③小児におけるサプリメントの利用実態アンケート調査をインターネットで実施し、サプリメント利用率は 8.0%であったが、実際に、どこの何という製品を与えているのか意識せずに子供に与えている母親が約 3 割いることが明らかとなった。特定保健用食品の利用実態アンケート調査を行い、約 1 割の利用者が疾病治療目的に特定保健用食品を利用していることが明らかとなった。 ④昨年度作成した健康食品の摂取と健康被害の因果関係を調べるためのアルゴリズムが実際の現場で利用可能かどうかアンケート調査を行った。			
評価の視点等	【評価項目 第 1－1（1）ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】	自己評価	A		評 定		
		「健康食品」の原材料の安全性評価として、ミネラル酵母に含まれるミネラルの形態確認手法について検討を行い、セレンを対象とした検討では、陽イオン交換樹脂を用いることにより、無機セレンと有機セレンを分画可能であることが示唆された。また、「健康食品の安全性・有効性情報」「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」に最新情報を公開し、巷の不確かな情報の混乱防止に促進に寄与した。さらに健康食品による有害事象の収集と活用のための取り組みとして、有害事象の客観的な評価法の開発に取り組んだ。			（委員会としての評定理由） （各委員の評定理由） （その他の意見）		
	【数値目標】 ・健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が 1 日平均 8,000 件以上維持できているか。	当該サイトへのアクセス件数は一日 14,000 件以上が維持されている。					
	【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。	実績：○ 食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価について、RBP4 遺伝子発現を制御する新規の転写因子である PSMB1 の核内移行による転写調節機構の一部を明らかにするなどの成果を挙げた。					
	・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができているか。	実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、大幅な新規情報の追加を行い、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースに適宜情報を追加し、一般に公開した。アクセス件数は前者が一日 14,000 件以上、後者が一日約 600 件であった。					
	・情報発信はタイムリーに行われているか。	実績：○ 特に健康食品の安全性・健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約 6,000 名に対して定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。					
	・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。	実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、追加を行い、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースに適宜情報を追加し、一般に公開した。データベースは新聞や雑誌で頻繁に引用された。特に食品の機能性表示の拡大が検討されている状況で、公正中立的なデータベースの存在が注目されている。					
	・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。	実績：○ 情報の更新状況をホームページ上で示すとともに、ネット登録会員に月毎にまとめてニュースとして提供した。情報提供の状況を雑誌や新聞の取材を介して積極的に紹介した。また、健康食品の利用によって安全性が危惧される小児等の利用実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止のための有害事象の収集法についても検討した。					
	・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 健康食品の安全性・有効性評価、食品中の抗酸化物質測定法の開発を中心とする研究成果は、国内外の学会誌等に発表しており、今後、食品機能の比較評価を行う上で重要な成果である。特に健康食品の安全性・有効性評価に関する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。	エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。	エ 研究能力の向上のための措置 ・他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、若手育成型の科学研究費補助金を年間10件、助成事業における外部資金を年間5件以上の獲得を目指す。また、それらの研究成果について評価を行い、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。	・若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。その結果、若手育成型の科学研究費補助金を11件（14,530千円）、助成事業における外部資金を1件（350千円）獲得した。また、それらの研究成果について評価を行い、若手研究者の能力向上に努めた。
オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。	オ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。	オ 効果的な栄養教育手法の開発 ①効果的な栄養教育手法の改訂 ・介護保険における効果的な栄養改善を行うための課題の検討、及び効果的な介入方法に関する調査研究を実施する。 ・栄養改善の介入方法に関する文献検索及び環境等の影響要因などの基礎的な研究を開始する。 ・被災地で実施した事調査及び被災地の栄養士を対象とした調査のフォローを行う。 ②食育推進全国大会を通じた一般国民編情報提供、ならびに参加者の意識調査実施 ・広島で6月に実施される大会参加に向けて、ポスターやパネル作成を行う。 ・研究所ブースの来場者に対し、食育に関するアンケート調査を実施する。 ③食育と健康状態に関する文献レビューの実施 ・欠食と健康状態に関する国内外の論文を収集し、系統的レビューを行う。 ・栄養教育を用いた効果的な介入手法についての文献レビューを行う。	① ・通所施設利用者を対象に口腔機能向上のみ、栄養改善のみ、口腔機能向上＋栄養改善の介入を実施し、複合的な実施の効果を検証中である。 ・高齢者を対象とした栄養改善に関する文献検索を実施し、それらを基に食事準備状況に関する質問項目を作成した。食事準備状況に関する質問と食事摂取頻度調査を地域在住高齢者を対象に実施し、その関連を断面的に解析中である。 ・東日本大震災時に研究所で作成した栄養支援情報ツールの認知度と活用状況についての被災3県の栄養士・管理栄養士を対象に調査を行い、避難所で食事提供量の把握や個別の摂取量の把握をした者では、支援ツールの認知度が75%を超え、使用率も50%を超えていたことを確認した。 ②食育推進全国大会に研究所のブースを開設し、エネルギー摂取量の評価に関するツールを紹介するとともに、研究の紹介を行い、食育に関するアンケート調査を実施した。 ③ ・共食や欠食と健康状態についての系統的レビューを行い、論文投稿した。 ・栄養教育を用いた効果的な介入方法についての文献レビューを行った。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（1）エ、オ 研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究】	自己評価	A		評 定		
		生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について調査分析や東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とした調査を行い、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施するとともに、専門家への情報提供にも努めた。			（委員会としての評定理由）		
【数値目標】	・高齢者の介護予防の観点から年1回以上の様々な団体が開催するワークショップ等に参画し、広く情報提供を行う。	介護保険における栄養ケア・マネジメントを推進するための多職種の専門家を対象とした研修会等（年7回）に参画し、広く情報提供を行った。			（各委員の評定理由）		
	・効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年5回以上行う。	内閣府等が主催した第8回食育推進全国大会に参加し、食育推進のための科学的情報を提供するとともに、食育の推進に努め、栄養士会が主催する研修会等で食育に関する講演・講義を7回行った。また、地方自治体や栄養士会が主催する講演会に13回職員を派遣した。			（その他の意見）		
【評価の視点】	・研究の質は高く保たれているか。	実績：○ 研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。					
	・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。	実績：○ 若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。					
	・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で発表した。地域住民を対象とする大規模コホート研究については、規模をさらに拡大し、引き続き研究を進めていく計画である。					
	・東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。	実績：○ 東日本大震災時に研究所で作成した栄養支援情報ツールの認知度と活用状況についての被災3県の栄養士・管理栄養士を対象に調査を行い、避難所で食事提供量の把握や個別の摂取量の把握をした者では、支援ツールの認知度が75%を超え、使用率も50%を超えていたことを確認した。					
	・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。	実績：○ 内閣府食育推進評価委員として参画するなど、行政施策に寄与した。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
（２）研究水準及び研究成果等に関する事項 ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。		（２）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を４００報以上、口頭発表を１０００回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。		（２）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア 論文、学会発表等の促進 ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文８０報以上、口頭発表２００回以上を行う。 その際、原著論文については、インパクトファクターが２．０以上の学術誌に、３０報以上掲載されることを目指す。 ②研究成果に係る著書・総説・解説を年間１５０報以上行う。 ③国民の健康増進に寄与するため、調査研究の成果を発表するための講演を１５０回以上行うほか、マスメディアによる報道が、５０件以上となるよう報道情報の収集に努める。		①研究成果の公表に当たっては、所内において研究所の目的及び社会的意義を含めて評価を行い、査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌８１報、和文誌２３報の計１０４報（３．２報／特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。また、口頭発表は２２１回であった。なお、原著論文については、インパクトファクターが２．０以上の学術誌に４９報掲載された。 また、外部研究資金の活用により、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表を行った。 ②調査研究の成果に係る著書・総説・解説は１６７報であった。 ③国内外の学会における発表は、国際学会（国内での開催を含む）５１回、国内学会１７０回の計２２１回（６．７回／特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会１０回、国内学会４０回であった。また、研究所で実施した調査研究について、６５件のマスメディアによる報道があった。		
評価の視点等	【評価項目 第１－１（２）ア 論文、学会発表等の促進】		自己評価	A			評 定	
			英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文の掲載がなされ、とりわけ、インパクトファクターの高い学術誌にも目標を大きく上回る掲載がなされる及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。			（委員会としての評定理由）		
【数値目標】 ・年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を 80 報以上掲載されること			104 報（英文 81、和文 23）掲載された。			（各委員の評定理由）		
・インパクトファクターが 2.0 以上の学術誌に年度ごとに 30 報以上の原著論文が掲載されること。			インパクトファクターが 2.0 以上の学術誌に 49 報掲載された。			（その他の意見）		
・研究者一人あたりの論文引用度を 2．５０以上とする			平成 24 年度掲載分について、研究者一人あたりの論文引用度は 10.4 であった。					
・学会における口頭発表を年度ごとに 200 回以上行う。			学会における口頭発表は 221 回（国際学会 51 回、国内学会 170 回）であった。					
・調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間 150 回以上行う			一般講演は 171 回行った。					
・研究成果に係る著書・総説・解説を年間 150 件以上行う。			実績は、167 件（著書 76、総説 32、解説 59）であった。					
・調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度 50 件以上の報道があるかどうか、研究所への社会的注目度の評価指標として設定する。			実績は、65 件（テレビ・ラジオ 21、雑誌 20、新聞 24）であった。					
【評価の視点】 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。			実績：○ インパクトファクターによる客観的評価によっても、国際的評価の高い学術雑誌への発表が数多くなされた。国内外の主要な学会での発表でも高い水準を確保した。					
・海外において研究成果が積極的に発表されているか。			実績：○ 英文誌への原著論文掲載 81 報、国際学会での発表 51 回、招待講演 10 回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。					
・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。			実績：○ 研究部毎の分析を行い、評価に活かしている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。	イ 講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。	イ 講演会等の開催 ①研究で得られた成果を社会に還元するため、一般向けの公開セミナー（第15回）を東京で開催する。専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め2回程度行う。 ②管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、連携も含めそれらのプログラムの企画等への支援を3回程度行う。 ③外部からの電話やメールを介した問い合わせについて適切に対応するとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。	①「健康と栄養をとりまく最新の話題」をテーマとして、第15回一般公開セミナーを平成26年2月15日（土）に開催し、前日からの降雪にもかかわらず、302名の参加者があった。 ②専門家を対象とした研修 ・平成25年国民健康・栄養調査（拡大調査）への対応として、各自治体の調査責任者を対象として3回の技術講習を行った。具体的な調査技術を指導するとともに、自治体内での伝達講習の標準プログラム、教材を提供し、各自治体それぞれで調査技術の向上・標準化を図れるようサポートした。 ③外部からの電話やメールを介した問い合わせに関して、適切な対応に努めた。問い合わせの多い事項についてはホームページに反映させ、外部から受けた質問の内容と回答については、月1回まとめて所内メールで通知し、対応状況が職員間で共有できるようにした。
ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。	ウ 開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。	ウ 開かれた研究所への対応 ・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。また、所内見学等に積極的に対応し、小学生や中高生が健康や栄養に関して高い関心を持ち、正しい知識が普及出来る取り組みを行う。	・平成25年10月12日（土曜日）にオープンハウス（研究所一般公開）を開催した（参加者は420名）。オープンハウスの内容は、講演会、骨密度測定、健康体力測定、フィットネス体験、食生活診断、健康食品相談、所内見学ツアーなどである。また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校（5校26名）、高校（7校87名）を受け入れ、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を行った。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（2）イ、ウ 講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評価	A			評 定		
		一般公開セミナーやオープンハウス（昨年を大幅に上回る参加者を得た）等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学を積極的に受け入れた。 また、開かれた研究所へ向けて大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応した。				（委員会としての評定理由）		
【数値目標】 ・外部からの所内見学者を毎年度 300 名以上受け入れる。		オープンハウスを開催し、参加者は 420 名、「総合的な学習の時間」としての 113 名、計 533 名を受け入れた。				（各委員の評定理由）		
・食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。		地方自治体や栄養士会が主催する講演会に13回職員を派遣した。				（その他の意見）		
・国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。		全国7カ所で講演を行った。						
・講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。		一般公開セミナーにおけるアンケート調査で、「非常に役にたった」「役にたった」との回答が80%以上であった。						
【評価の視点】 ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。		実績：○ 平成26年2月、「健康と栄養をとりまく最新の話題」をテーマとする一般向け公開セミナーを実施し、前日からの降雪にもかかわらず、300名以上の参加があった。						
・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。		実績：○ 一般公開セミナー及び地方自治体が主催する技術研修セミナーへの協力など、公正中立な立場から社会・行政ニーズに沿った活動を行った。						
・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。		実績：○ アンケートを結果80%以上の方から「役にたった」との回答を得られた。また、今後の希望についても調査をしており、次回への参考としている。						
・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。		実績：○ 大手新聞社、マスコミ等へ事前に情報を提供、ホームページでの紹介等を通じてセミナー等の開催について広報を行った。						
・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。		実績：○ 講演会、セミナー等への参加者へのアンケート調査により、80%以上の参加者から「満足」との回答を得ている。また、所内見学、オープンハウス参加者から多数の礼状が届いている。						
・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。		実績：○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等には公正中立な立場から対応している。それゆえ協力した研修等はすべて教育機関及び公益法人であった。						
・外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。		実績：○ 大学、地方自身体、公益法人等の見学の受け入れを積極的に応じて、（533名）研究所の理解に努めた。						
・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。		実績：○ 中高生等に対して、「総合的な学習の時間」等を活用した施設見学や講義等を12回実施し、研究所の役割や取組内容をわかり易く紹介し、若い世代が健康・栄養への興味や関心を高めてもらえるよう努めた。						
・管理栄養士・栄養士等の専門家（再）教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。		実績：○ 管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、（91回）専門職の技術向上に寄与した。また、（公社）日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力を行った。さらに、専門官向けのセミナーを他機関と連携して、7回行った。						

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
（3）研究実施体制等の整備に関する事項 ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。 イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。 ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。 エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。	（3）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。 イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。 ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。 エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。	（3）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、効率的に特別研究員や研究補助員を配置するとともに的確な予算配賦を実施し、戦略的かつ効率的な研究に取り組み着実な研究成果を求める。 ②調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を促進するために事務部内の研究支援体制の充実を図る。 ③運営費交付金をはじめ競争的資金などの予算について、各研究業務の進捗状況及び費用並びに新たな課題を勘案しながら柔軟に配賦を行うなど効果的な取り組みを行う。 イ 産学連携の推進 ①共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 ②研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、年間に12件以上を目標とする。 ウ 将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間100名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、引き続き拡大を図るとともに兼任教員を派遣し、互いの強みを活かした研究協力を行う。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。 エ 施設・設備の有効活用 ①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各研究部で共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。 ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。	①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員4名（平成26年3月30日現在）をはじめ研究補助員を重点的に配置した。 ②事務部業務課を中心として、内部の研究支援体制の強化のため研究業務の推移に応じて各課からの応援等フレキシブルな体制を構築し対応した。 また必要により、事務部連絡会議を開催し、多様な研究業務に対して効率的な事務対応の処理の実施や、事務部門と研究部門の情報共有などの促進を図った。 ③運営費交付金や競争的資金の予算管理を所内イントラネットを活用し円滑に行ったことにより、柔軟でリハのある事業運営及び管理を行うことができた。 ①民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめ、研究者の交流や施設の共同利用等を通じて、研究員等を126名受け入れ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。また研究者の相互交流や研究技術の交換等を図るため、当研究所から大学、民間企業・団体等60団体へ76名の研究者を客員教授、非常勤講師、客員研究員、各種委員等として派遣した。うち大学へは26校へ28名、民間企業・団体等へは48名であった。 ②民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成25年度は12件の共同研究等を実施した。 ①平成25年度は36名の研究者を客員教授、非常勤講師、特別講義の講師等として大学へ派遣し、民間企業及び関係機関へ183名を研修会講師等として派遣する等、合計219名の研究員を派遣した。また、海外からの6名を含め、大学院等から134名の研究員等（流動研究員、研修生を含む。）を受け入れた。うち若手研究員等（35歳未満）は、52名（うち研修生28名）であった。 ②連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院、福岡女子大学、東京農工大学、聖徳大学、静岡県立大学及び岐阜大学と協定書を取り交わしており、6名を客員教授等として派遣し、若手研究者の育成・指導を行った。 ③また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を134名（海外からの受け入れ6名を含む。）を受け入れ、人材育成とともに、研究所の研究機能の強化を図った。 ①各施設の管理を一元化し、使用者間の調整を行うことで使用効率を上げるとともに、施設・設備の環境整備を包括的に行った。 ②共同利用により運動施設を使用した者は、健康増進研究部の実施する様々な研究に被験者として参加しており、エクササイズガイドや食事摂取基準の改訂のための研究データ蓄積に大きく貢献している。また、ヒューマンカロリーメーターについても、産学連携に基づく施設活用の促進や他の学術機関との共同研究の推進により、106日稼働させ、47名の被験者のデータを集めた。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（3） 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。			（委員会としての評定理由）		
【数値目標】 ・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間100程度派遣する。		平成25年度には大学や民間企業、研究機関等から、目標を上回る計126名の研究員を受け入れた。また、大学の客員教授等として219名の職員を派遣した。			（各委員の評定理由） （その他の意見）		
・民間企業との共同研究を年間12件程度行う。		平成25年度には12件の民間企業等との共同研究を実施した。					
【評価の視点】 ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。		実績：○ 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び「予算執行管理システム」等を更新した。					
・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。		実績：○ 法定業務である国民健康・栄養調査及び食品試験業務など、国の施策推進に関わる研究室等に対して、重点的に研究者及び技術補助員を配置した。					
・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。		実績：○ 研究企画委員会において各研究部/研究室における調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。					
・共同研究を積極的に実施しているか。		実績：○ 平成25年度においては民間企業等との12件の共同研究や4件の受託研究等を通じて、意見交換や学会発表を行い、積極的な連携に引き続き取り組んだ。					
・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。		実績：○ 当研究所のヒューマンカロリーメーターについて、大学及び企業との共同研究、共同利用を行った。					
・施設・設備を有効に研究に活用しているか。		実績：○ 施設・設備の有効な活用に取り組む。					
・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。		実績：○ 当研究所が有する知的財産権等を活用して、国民健康・栄養調査、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に実施した。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項 （1）健康増進法に基づく業務に関する事項 ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。 イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置 （1）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置 ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。 イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関間における検査の精度管理に努める。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置 （1）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置 ア 健康・栄養調査の効率的実施 国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、研修教材等の提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト（名称：食事しらべ）をアップデートして自治体へ配布し、調査の全体の効率化も目指す。 イ 特別用途食品及び収去食品等の分析 ①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施するとともに、そのヒアリングに適切に対応する。 ②健康増進法第27条第5項の規定により収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を、期間内に実施する。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討を行う。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。 ④試験機関間の協力体制を維持し、分析精度管理試験を実施し、分析精度の維持・向上に努める。 ⑤分析の難易度が高い微量栄養成分（ビタミン・ミネラル）または分析頻度の高い特定保健用食品の関与成分について、標準品の開発を検討する。	・拡大調査であったH24年度国民健康・栄養調査の集計を実施し、12月19日の概要発表に必要な集計・解析をすべて実施した。H24年度報告書作成に必要な集計表の提出も完了した。 ・H25年度調査の準備のために9月に計3回、総勢157名の調査担当者（行政栄養士）を対象に「健康・栄養調査技術セミナー」を実施した。セミナーで使用した資料は、研究室のHP（健康・栄養調査情報のページ）を通じ提供を行った。 ・食物摂取状況調査結果入力用専用ソフト「食事しらべ」を2013年版にアップデートし、入力エラーを減らすための改良を行った。「食事しらべ」に関する技術的な情報交換の場として、専用メーリングリストを開設し、これを運用した。 ①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した（許可試験, 6件；ヒアリング, 0回）。また、消費者委員会の受託事業として新開発食品調査会・部会に出席し適切に対応した（調査会, 7回；部会, 5回）。 ②収去試験の依頼はなく、来年度以降の対応について消費者庁と協議を行った。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法については、消費者庁からの受託事業として、栄養表示のためのビタミンKおよびモリブデン分析法を構築すると共に、室間共同試験を行った。 ④食品表示法の成立により収去食品の栄養分析を行うことが可能となった食品衛生法に基づく登録検査機関（98機関）に対して、栄養分析の質問票調査を実施し、また54機関に対して、栄養成分（熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム）の実測調査を実施した。 ⑤標準品開発の一環として、消費者庁事業における室間共同試験用の食品検体について調製を行い、均質性確認試験の結果、配付可能であることが明らかとなった。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－2（1） 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定
		健康増進法に基づき厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査や消費者庁が所管の特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施するとともに、調査や分析の精度管理及び精度向上にも努め、行政施策の遂行に著しく寄与した。			（委員会としての評定理由）
【数値目標】	・国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。	調査票の受理後客体数が4倍のため集計に10カ月を要した。			（各委員の評定理由）
	・特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に行う。	特別用途食品申請6品目（特定保健用食品6品目）の分析を2か月以内に遅滞なく行った。			（その他の意見）
【評価の視点】	・健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。	実績：○ 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、効率的かつ信頼性の高い調査の実施及び集計・分析に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で3回開催したほか、「食事しらべ（2013年版）」を作成した。			
	・中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。	実績：○ 健康・栄養調査システム「食事しらべ（2013年版）」の活用により効率的に時間の短縮と経費の縮減に貢献している。			
	・調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。	実績：○ これまでの国民健康・栄養調査で培ってきた集計技術を蓄積するとともに、各自治体における集計業務が的確に実施できる専用ソフト「食事しらべ」をさらに栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を図るなど、調査技術のさらなる発展・高度化に取り組んでいる。			
	・国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。	実績：○ 全国3カ所の技術研修セミナー開催等を通じて、地方自治体の管理栄養士等に対して、調査の企画や結果活用等のための技術支援を行った。			
	・収去試験等の分析は適切に行われているか。	実績：○ 特別用途食品等の表示許可申請のあった食品について、適切かつ2か月以内に試験・分析等を行った。			
	・研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。	実績：○ 登録試験機関と連携して試験用食品を用いた外部精度管理を実施し、一般成分に関しては、各登録試験機関の分析精度は適正であることを確認した。また、公定法が定められていない微量栄養成分の分析方法の標準化を目的とし、登録試験機関間の室間共同試験を実施した。			
	・消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。	実績：○ 消費者庁におけるヒアリングには実施されなかった。内閣府食品安全委員会・新開発食品調査会の委員等として審査に参画（調査会・部会・専門家会合：計12回／年）した。また、申請者に対しても適切に指導を行っている。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項 ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。 イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。		（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置 ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年６回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。 イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。		（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置 ア 社会的・行政ニーズの把握 ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年６回程度実施し、連携を強化する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。 ②行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室・食品安全部、消費者庁食品表示課、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を１回以上行い、研究・業務等に公正中立な立場で適正に反映させる。 ③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を積極的に派遣する。 イ ホームページを活用した国民ニーズの把握・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、インターネット上のさまざまな仕組みを活用した取り組みを行う。		①健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計６回実施し、従来から協力関係にある団体等（職能団体、大学、研究機関）との情報交換及び連携を継続した。これらは社会的ニーズを把握し、今後の研究の方向性を検討することに役立っている。 １）公益財団法人健康・体力づくり事業財団（平成 25. 8. 7） ２）国立保健医療科学院国際協力研究部（平成 25. 10. 3） ３）独立行政法人国民生活センター（平成 25. 11. 12） ４）独立行政法人医薬基盤研究所（平成 25. 11. 14） ５）独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（平成 25. 12. 4） ６）公益社団法人日本栄養士会（平成 25. 12. 13） ②消費者庁食品表示課、厚生労働省医薬食品局食品安全部、同健康局がん対策・健康増進課、同大臣官房国際課国際協力室、内閣府食育推進室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えるとともに、平成 26 年度計画に反映させた。 ③「日本学術会議」、「科学技術・学術審議会」、「厚生科学審議会」、「薬事・食品衛生審議会」、「国民健康・栄養調査企画解析検討会」、「管理栄養士国家試験委員会」、「運動基準・運動指針の改定に関する検討会」、「内閣府食品安全委員会」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応したほか、「東京都食品安全情報評価委員会」など、地方自治体等や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 また、独立行政法人国民生活センターについては、平成 20 年 3 月に取り交わした連携協定書に基づき、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、ひきつづき情報の共有や技術協力等を推進している。 ・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するための取り組みを進めた。具体的には、Facebook, Twitter を積極的に活用して新たな国民ニーズの把握に努めた。外部から出された質問と回答については、適宜 Facebook, Twitter で情報発信するとともに、まとめて月 1 回所内メールで連絡し、国民から求められているニーズを共有した。		
評価の視点等		【評価項目 第 1－2（２） 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】		自己評価		A		評 定
				関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。				（委員会としての評定理由）
【数値目標】		・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年 6 回程度設け、連携を強化する。		平成 25 年度は 6 団体等との意見交換会を行ったほか、連携大学院について講師を派遣するなど積極的に連携を行った。				（各委員の評定理由）
		・関係機関等との情報及び意見交換は、年 6 回程度積極的に実施されているか。		関係する 6 団体等との意見交換会において、今後の連携のあり方や連携の具体的な内容・方策等について検討した。				（その他の意見）
		・行政部局との意見及び情報交換は、年 1 回以上適正に実施されているか。		当研究所の業務を所管する厚生労働省や消費者庁を含む内閣府の担当官と実務者レベルでの意見交換会を開催し、当面の課題や行政ニーズへの対応について協議した。				
【評価の視点】		・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。		実績：○ 職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体やWHO／FAO等の委員会へも参画した。				
		・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。		実績：○ 一般公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。（再掲）				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項 ア 国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。	（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター（現在申請中）の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。	（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア アジア地域における学術的ネットワークの構築 ①WHO研究協力センター（申請中）としての体制を整え、アジア・太平洋諸国における栄養、身体活動分野での調査・研究ニーズの把握に努める。その一環として、WHO等との協力関係を強化し、関連する国際会議に研究員を派遣する。 ②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2名（ベトナム1名、マレーシア1名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業（1件を採択）により、これまで受け入れた研修生との共同研究や情報提供などを引き続き推進する。 ③第6回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、アジア諸国の研究機関との学術交流を通じたネットワークづくりを進める。 ④WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の結果等をもとにした集計結果について、わが国の食事調査データの発信に努める。 ⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の現状について調査・検討を行う。 ⑥当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン（食事摂取基準、エクササイズガイド等）について、英語版ホームページ上で情報発信するとともに、データ提供等の支援を行い、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。	①申請中であったWHO協力センターの審査が完了し、平成26年3月に「栄養と身体活動に関するWHO協力センター（WHO Collaborating Centre for Nutrition and Physical Activity）」として正式に承認された。今後の行動計画について、WHO西太平洋事務局栄養担当官と具体的な協議を進めた。また、WHO西太平洋地域事務局と国立保健医療科学院が主催した非感染性疾患対策に関するワークショップの講師を務め協力した。 ②国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業により、マレーシアとベトナムから各1名の若手研究者を受け入れるとともに、平成23年度に受け入れた招へい研究者（マレーシア）との共同研究をフォローアップ共同研究事業（1件）により実施した。また、海外からの視察訪問（6件）、JICA研修（1件）を要請に応じて受け入れた。 ③第6回アジア栄養ネットワークシンポジウム「健康的な食生活を目指した社会環境改善」を平成26年3月12日に開催した。本シンポジウムは、日本学術会議IUNS分科会、日本栄養・食糧学会および日本栄養改善学会との共催による「IUNS栄養学リーダーシップ育成国際ワークショップ（平成26年3月11日～13日）」（IUNS=国際栄養科学連合）と連動して開催したものである。（IUNS=国際栄養科学連合）また、（独）国立国際医療研究センター及び（独）国立精神・神経医療研究センターとの共催により、「第1回国際栄養精神医学研究コンソーシアム」を開催した。さらに、米国および台湾からの研究者による外来特別セミナー（2件）を開催した。 ④WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、果物及び野菜の残留農薬の暴露評価に関わる食品摂取量の推定のため、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課にデータを提供した。 ⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の検討の一環として、ベトナムにおける栄養士養成のあり方と今後の課題について、ベトナム国立栄養研究所からの情報収集を継続している。 ⑥当研究所の研究成果等について、英語版ホームページで適宜情報発信を行っている。
イ 産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。	イ 政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。 また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。	イ 産学連携等による研究成果等の社会還元 ・研究所内関連部署との協力を図りつつ産学連携を推進し、生物統計の手法を用いた研究成果等の社会還元に貢献する。具体的には、健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。 ・知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、戦略性を持って年間4件程度の特許等の出願を行う。また、当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。	①民間企業と秘密保持契約を締結し、商品開発のための介入試験について助言を行った。 ②審査中の特許1件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。また、プログラム等創作1件について、共同開発者と共同で申請を行った。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－2（3） 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S		評 定		
		アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力および産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じた社会還元に努めた。 平成25年度は、WHO 協力センターの申請に関して、厚生労働省大臣官房国際課との情報共有による連携強化を行うとともに、第20回国際栄養学会議（平成25年9月、スペイン・グラナダ）および第6回アジア栄養ネットワークシンポジウムにおいて WHO 西太平洋事務局および WHO 本部の栄養担当官と最終的な協議を行った。その結果、平成26年3月に「栄養と身体活動に関する WHO 協力センター（WHO Collaborating Centre for Nutrition and Physical Activity）」として正式に承認された。また、研究者受け入れ、シンポジウム開催などの国際協力を一層推進するとともに、民間企業及び他の研究機関との産学連携による共同研究も引き続き推進した。申請中であった WHO 協力センターの審査が完了し、平成26年3月に「栄養と身体活動に関する WHO 協力センター（WHO Collaborating Centre for Nutrition and Physical Activity）」として正式に承認されたことをはじめ、研究者受け入れ、シンポジウム開催などの国際協力を一層推進するとともに、民間企業及び他の研究機関との産学連携による共同研究も引き続き推進した。			（委員会としての評定理由） （各委員の評定理由） （その他の意見）		
	【数値目標】 ・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。	若手研究者2名（マレーシア、ベトナム各1名）を受け入れるとともに、フォローアップ共同研究事業についても、過去のマレーシアの招へい事業研究者1名と共同研究を推進した。					
	・アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。	平成26年3月12日に開催した第6回アジア栄養ネットワークシンポジウム「健康的な食生活を目指した社会環境改善」には、WHO 西太平洋事務局、マレーシア、中国、ベトナムからの講演者を含む約80名が参加した。本シンポジウムは、日本学会会議 IUNS 分科会、日本栄養・食糧学会および日本栄養改善学会との共催による「IUNS 栄養学リーダーシップ育成国際ワークショップ（平成26年3月11日～13日）」（IUNS=国際栄養科学連合）と連動して開催したものである（参加者数：アジア各国17名、日本12名）。また、台湾からの研究者による外来特別セミナー開催など、アジア地域の研究者との連携・交流を深めた。さらに、アジア諸国、特にベトナム国立栄養研究所等にて栄養士養成のあり方と今後の課題について情報収集・意見交換を実施した。					
	・中期目標期間内に、特許等の出願を年間約4件程度行う	平成25年度は、創作1件について、著作権共同登録のための申請を行った。					
	【評価の視点】 ・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。	実績：○ アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。また、WHO など海外の研究機関との連携の構築を図った。					
	・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。	実績：○ 英語版ホームページ等を通じて、わが国の食事摂取基準など運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、WHO の GEMS/Food Collaborating Institutions として食品摂取量に関するデータを提出するなど海外への情報発信・共有に努めた。					
	・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。	実績：○ 大学又は民間企業等との産学連携による共同研究や研究者の派遣、受入れ等を通じて研究成果の社会還元が図られるよう努めた。その一環として、大豆及びその成分等の生活習慣病予防効果について生物統計学的手法による総合評価を行った。また、東京農工大学等との共同研究も引き続き推進した。					
	・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。	実績：○ 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行い、審査中の特許1件について、審査の継続を取りやめた。					
	・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。	実績：○ 特許等の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開、情報発信を行った。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
（４）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項 栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。		（４）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。		（４）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 ①栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、NRの移籍手続を順次実施する。 ②また、第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、NRのアドバイザリースタッフとしての質を維持向上させるための研修会を実施するとともに、移管に係る情報提供を適切に行う。		①NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成２４年４月より開始し、平成２５年度は７０８名が移籍した。 ②第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、次の事業を実施した。 ・全国６ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックの提供などNRのスキルアップのための支援を行った。 ・また、日本臨床栄養協会及び日本食品安全協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増やした。 ・移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成２５年１２月に行った。		
評価の視点等	【評価項目 第１－２（４） 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置】			自己評価	A	評 定		
				第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、全国６ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどNRのスキルアップのための支援を行った。 また、健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（NR）制度の適正な運用を図るとともに、NRの資質向上にも努めた。		（委員会としての評定理由） （各委員の評定理由） （その他の意見）		
【数値目標】 －				－				
【評価の視点】 ・平成２７年７月のNR制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供してるか。				実績：○ 移管にかかる情報提供を適切に行い、NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年４月より開始し、平成25年度は708名が移籍した。また、移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成25年12月に行った。				
・年度ごとのNR制度の移管に係る計画を作成し、円滑に移管作業を進めているか。				実績：○ 平成27年７月のNR制度移管完了までに年度ごとの計画を作成し、移管作業を進めている。				
・NR制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢に支援、協力を行っているか。				実績：○ NR制度の移管先である日本臨床栄養協会と協議を密に行い、既資格取得者等の受け入れ態勢の協力を行ったとともに、新しい教育体制について、日本臨床栄養協会の教育企画認定委員会に参画した。				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画	2 5 年 度 計 画			2 5 年 度 業 務 実 績		
3. 情報発信の推進に関する事項		3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置					
(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。		(1) 総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。	(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・外部に発信している情報について、その受け側の状況も考慮した対応に努める。			・インターネット等情報発信の受け側の状況の変化を考慮して、Facebook, Twitter 等新たな形態による情報発信を行った。		
(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。		(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実に努める。ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年300万件程度を維持させる。	(2) ホームページによる活動状況の配信 ・当研究所の活動内容・成果等をホームページやメールニュースを介して引き続き積極的に配信する。ホームページ上の情報については、重要性や緊急性、ならびに新規性を考慮した掲載ができるように努める。			・当研究所の各部の活動内容・成果等をホームページ等で積極的に配信した。また栄養・食品や栄養に関して出された国内外の最新の論文情報をホームページに追加・更新した。		
(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。		(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。	(3) 研究・業務実績の情報提供 ・研究所の活動及び研究業績については、ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年1回の研究報告にまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、電子媒体による配信も行う。			・研究所の活動及び研究業績について、ホームページを介して迅速に情報提供し、年1回の研究報告にまとめて刊行した。また、『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、それを電子媒体により配信した。		
(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実に努めること。		(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実に努め、積極的に活用を行う。	(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を積極的に行う。			・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を行ったとともに、研究員の募集を掲載し、広く有能な人材を求めた。		
評価の視点等	【評価項目 第1-3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】		自己評価	S		評 定		
			ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、目標を大幅に上回るアクセス件数を得るなど、国民の健康の維持・増進に寄与した。			(委員会としての評定理由)		
	【数値目標】 ・ホームページへの年間アクセス数を300万件、最新情報によるホームページの更新を年間3000件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日8000件以上を維持する。		研究所全体のホームページへの年間アクセス数は約870万件、最新栄養ニュースへの登録数は3,914件であった。また健康食品の安全性・有効性情報データベースのみとしてのアクセス件数は一日平均14,000件であった。			(各委員の評定理由)		
	【評価の視点】 ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。		実績：○ 研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究報告を年1回刊行、「健康・栄養ニュース」を年4回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。			(その他の意見)		
	・内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。		実績：○ ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかり易いものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。Facebook や Twitter などの新しい情報提供法も積極的に活用した。					
	・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。		実績：○ 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。					
	・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。		実績：○ 当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。 1. 運営体制の改善に関する事項 （1）研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。 （2）研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。 （3）業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置 1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置 （1）研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。 （2）研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。 （3）調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置 1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置 （1）効率的な組織運営のための内部統制の強化 ①研究所の意思決定と運営を機動的にかつ効率的に行うことができるよう、以下の常設の会議及び委員会を定期的にまたは必要に応じて開催し、研究業務の円滑な推進を図る。 ・幹部会議 ・運営会議 ・研究企画委員会 ・研究倫理審査委員会 ・利益相反（COI）委員会 ・所内セミナー ②研究業務遂行における内部統制の強化を図るため、会計監査役員による定期的監査及び理事長による各研究部・研究室、センターに所属する研究員に対する研究状況に関するヒアリングを行う。 ③研究所内の情報共有と伝達を強化するため、上記会議・委員会内容及び必要な情報等につき速やかに所内LANにより研究所各員に周知を図る。 ④研究所における危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、年1回以上、訓練を行いその機動の確認を行う。 （2）研究の企画及び評価機能の強化 ①研究部門間での連携を強め、戦略的な事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果を知ることができるよう、研究所セミナーを毎月1回以上開催する。 ②研究企画委員会を開催し、研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに戦略的な事業の立案、推進に役立てる。 （3）円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価 ①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究企画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。 ②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況等については年1回または2回、所内公開の報告会を行いその成果について評価を行う。 ③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部・センター及び研究室の研究員に対するヒアリングを年1回以上行う。 ④所内LANの活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有を促進する。	①効率的な組織運営を行うため、以下の委員会の役割を明確にし、定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、研究所業務の円滑な推進を図った。 幹部会議 50回 運営会議 12回 研究企画委員会 9回 研究倫理審査委員会 3回 利益相反（COI）委員会 1回 所内セミナー 28回 ②内部統制の強化及び研究所内の情報伝達をより円滑に行うため、会計監査役員により毎月監査を実施するとともに、各研究部／センターへの研究進捗状況の聴取、意見交換を行った。 ③研究所内の情報共有機能の強化を目指して、上記会議・委員会内容及び必要な情報等を速やかに所内LANによって研究所各員に提供した。 ④危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、訓練を行いその機動確認を行った。 ①研究部門間での連携を強め、事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果等を知る機会を持てるよう、研究セミナーを毎月1回以上開催するとともに、外来セミナーを3回開催し、25年度では総計28回行った。 ②研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに、新規の競争資金の獲得するため、研究部門横断的な研究計画を策定するなど事業の立案、推進に役立てるため、研究企画委員会を9回開催した。 ①各研究部の調査・研究の進捗状況等については研究企画委員会で研究部長等から報告が行われた。 ②研究状況については、各研究部、センター長による中間報告及び最終報告会が行われ、さらに室長による報告会も所内公開で1回開催され、評価が行われた。また、特別研究員の研究発表会を行い、その評価を行った。 ③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部の研究状況に対するヒアリングが行われた。 ④所内LANの活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有に努めた。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
（４）法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。 （５）外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	（４）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に則り、積極的な情報公開を行う。 （５）研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	（４）情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。 （５）積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用 ・競争的研究資金や受託研究など外部資金の積極的獲得に取り組むとともに経費の節減や研究所が所有する設備等の有効利用を推進する。	・平成 14 年 10 月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。 ・研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開を行った。 ・情報公開については、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）を設置し受け付けているが、平成 25 年度の開示請求はなかった。 ・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ・また、研究所の所有する設備等（運動実験施設：運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等）について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第2－1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A			評 定	
		運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務進行管理に努めた。				(委員会としての評定理由)	
【数値目標】		—				(各委員の評定理由)	
【評価の視点】		実績：○ 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。				(その他の意見)	
・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。							
・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。		実績：○ 運営会議等で決定された研究所運営に関わる重要事項については、各研究部長から職員への情報伝達を徹底するとともに、毎月開催する研究交流会、イントラネットの電子掲示板等を通じて、情報や意識の共有に努めた。					
・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。		実績：○ 定期的な幹部会議及び運営会議を開催し、各研究部／センター及び事務部における業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、イントラネットの電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。					
・業務進行管理のための体制が整っているか。		実績：○ 「予算執行管理システム」を更新し、業務の進行管理及び適切な予算の執行管理に努めた。					
・適切な情報公開が行われているか。		実績：○ 国民への積極的な情報提供、公開に努めた結果、平成25年度において開示請求はなかった。					
・設備の有効活用が図られているか。		実績：○ 運動実験施設、ヒューマンカロリーメーター等について大学や企業等との共同研究等を通じて、有効利用を図った。					
【通知別添】		実績：○ 週一回の幹部会議、月1回の運営会議や研究企画委員会に加え、イントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善の取り組みを行っている。					
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		実績：○ オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている					
【政・独委評価の視点等】		実績：○ 所内に設置したCOI委員会（外部委員含む）において、研究所内における利益相反について、審議を行い、透明性を確保するとともに、入札にあたっては、契約監視委員会において、審議を行っている。また、研究費等について透明性確保に努めるとともに毎月監事による月次監査を行った。					
5 内部統制							
・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。							
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		実績：○					
・役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。		毎週開催する幹部会議、月1回の運営会議、研究企画委員会等において研究所の課題を明確にし、必要な指示を行うとともに毎年各研究部／センターと個別のヒアリングを行い、具体的な課題を示している。					
・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。		なお、嘱託ポストや非人件費ポストなるものは存在していない。					
・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。							

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
2. 研究・業務組織の最適化に関する事項 （１）業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。 <								

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
3. 職員の人事の適正化に関する事項 （1）重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるNR認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。 （2）研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。 （3）研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置 （1）重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。 なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。 （2）非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。 （3）研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置 （1）重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置 ①重点化する調査研究及び法律に基づき着実に実施すべき業務については、研究補助員等を適切に配置するなど効果的な運用を行い、研究・業務の推進を図る。特に東日本大震災の被災者支援を推進する。 ②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、職員の健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。 また、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化については、検討状況の推移を踏まえつつ対応する。 （2）研究員の業務の適正な評価 ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。 ②各研究員の個人業績及び各研究室の研究実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。 （3）有能な研究員の登用 ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。 ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 ③外国人研究者や女性研究者の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。	①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、引き続き東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトメンバーが実際に被災地に出向き、仮設住宅居住者における食料の調達や身体活動の状況の把握など、被災者支援に努めた。特別研究員については4名（平成26年3月30日現在）を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。 ②研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。 なお、平成26年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員29名（任期付研究員18名を含む）、特別研究員4名、流動研究員8名、客員研究員54名、協力研究員42名、その他技術補助員46名及び研修生30名である。 ①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究を積極的に行った。 ②各研究員については、所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。 ①平成13年度の独立行政法人化以来、平成25年度末までに任期付研究員として採用した者は34名であった。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ②平成25年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を2名採用した。平成25年度末現在、常勤研究員29名のうち、女性研究員は2名の部長級を含め17名となった。 ③平成25年度において、研究員2名の採用、3名の採用内定を行い、4名が女性研究者であり、また、1名が外国人研究者であった。研究職員においてはフレックスタイムや育児休業を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
（４）事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。		（４）事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。 ※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の１００％を上限とする。 （参考１） 期初の常勤職員数 45 名 期末の常勤職員数 45 名（以内） （参考２） 中期目標期間中の人件費総額 2, 1 3 9百万円（見込） ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。		（４）事務職員の適正な評価 ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対しての自己評価を含む総合的な人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。		・事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価に基づき昇給や勤勉手当の算定等に反映させた。		
評価の視点等	【評価項目 第２－３ 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A			評 定		
		行政ミッションの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度などの評価を処遇等へ反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。				（委員会としての評定理由） （各委員の評定理由） （その他の意見）		
【数値目標】 －		－						
【評価の視点】 ・メリハリのある人員配置ができているか。		実績：○ 行政ミッションや法定業務等に対して重点的に研究員、技術補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。						
・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。		実績：○ 研究職員については、所属する研究部等の研究実績やそれらへの貢献度を評価し、それを昇級・昇任や賞与の算定等に反映させた。						
・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。		実績：○ 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という国の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。						
・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。		実績：○ 女性研究者 2 名を採用し、常勤研究員 29 名のうち女性研究者は 17 名となった。産休・育休についても、1 名が取得し、フレックスタイム制の奨励など女性が働きやすい環境づくりに努めた。						
・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。		実績：○ 事務職員について、幹部職員による業績評価を昇給・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。						
・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ 人件費の決算額を予算額の 90.7%にとどめた。						

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
4. 事務等の効率化・合理化に関する事項		4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置		4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置		・業務の効率化を図るため、定型的な業務については、平成24年度に引き続き外部委託を行った。 ・医薬基盤研究所との統合については、平成25年12月の閣議決定を踏まえ、統合後の管理部門の組織や業務の効率化について検討を開始するとともに、医薬基盤研究所との協議を開始した。 ・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、関東管区行政管理・評価セミナー、人事労務セミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。 ・職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA機器の更新等、職場環境の整備・充実を図った。 ・イントラネットを活用して業務・システムの最適化・効率化に努めた。		
（1）業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。		（1）業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。		（1）事務業務の効率化 ・業務の効率化を図るため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務内容を見直し、外部委託が可能な業務については、費用対効果を勘案しつつ積極的に推進する。				
（2）事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。		（2）事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。		（2）事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を引き続き図る。				
（3）業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。		（3）業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。		（3）業務システムの効率化 ・業務の効率化を推進するため情報総括責任者（C I O）を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。				
評価の視点等		【評価項目 第2－4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】		自己評価	A	評 定		
				「予算執行管理システム」の更新、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るとともに、各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んだ。		（委員会としての評定理由）		
【数値目標】 －				－		（各委員の評定理由）		
【評価の視点】 ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。				実績：○ 所内LANシステムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。		（その他の意見）		
・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。				実績：○ 設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、一般競争入札による外部委託を引き続き進めた。				
・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。				実績：○ 業務課を中心として、業務システムの研修会やミーティングを適宜行った。				
・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。				実績：○ 予算執行管理システムをより使いやすく更新したほか、事務部と情報センターが連携して、業務システムの最適化を進めた。				
・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。				実績：○ 所内LANシステムを活用し、各種事務文書の電子媒体化を進めることにより、文書の共有化・合理化を図った。				
・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。				実績：○ 効率化・合理化の結果、対前年度比76百万円を削減した。				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
5. 評価の充実にに関する事項 （1）毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。 （2）第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。 （3）評価に関する結果は、ホームページで公開すること。 （4）研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。	5. 評価の充実にに関する事項を達成するための措置 （1）毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。 （2）柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。 （3）内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。 （4）研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。	5. 評価の充実にに関する事項を達成するための措置 （1）内部評価の実施 ・各研究部、センター及び研究室の研究・業務については年1回または2回、報告会とともに評価を行う。評価結果については、毎年度内部評価委員会を開催してその結果についての総括を行い、研究業務の確実な実施と効率化を期する。 （2）外部評価の実施 ・外部の専門家等の評価者による外部評価について、毎年度2回程度実施する。 （3）評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公表するほか、評価結果の内容については部や室の範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を踏まえ、予算や人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化させる。 （4）研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内LANによる「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、人事評価マニュアルに基づき、主に研究部内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各研究部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。	・各研究部及びセンターの実績については、中間報告会（平成25年11月）及び外部評価委員会（平成26年3月）において所内公開で報告を行った。 ・各研究室の報告については平成25年11月に研究部／センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 ・これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各研究部／センターの中間評価及び年度末評価を行った。 ・評価結果は、各研究部・センター単位で、フィードバックし、評価結果を研究業務等に反映するよう促した。 ・平成26年3月7日に平成25年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成26年度計画についての事前評価を受けた。 ①イントラネットを活用して内部及び外部評価の結果を所員に効率的に伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげた。 ②評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映した。 ①各研究員の業績については、所内LAN「業績等登録システム」に登録し、自らの調査研究及び業務の成果について点検を行い、他の研究員にも公開した。（622件）また、その成果の一部はホームページのマンスリーレポートで広く公開している。 ②各研究員の業績については、主に研究部内での貢献及び研究目的の達成という観点から各研究部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長がその評価を行った。

評価の視点等	【評価項目 第2－5 評価の充実に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A			評 定		
		各研究部／研究室について、年2回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。				(委員会としての評定理由)		
【数値目標】 －		－				(各委員の評定理由)		
【評価の視点】 ・ 内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		実績：○ 年度中間及び年度末に各研究部及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。				(その他の意見)		
・ 第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		実績：○ 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。						
・ 内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。		実績：○ 評価結果は職員に周知するとともに、ホームページ上で公開した。						
・ 研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。		実績：○ イントラネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施している。						
・ これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。		実績：○ 年2回の内部評価及び外部評価の結果を踏まえるとともに人事評価マニュアルに基づいた上司による研究への貢献度や個人の業績の評価に加え理事長による評価を行うことにより客観的な人事評価を実施している。						

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
6. 業務運営全体での効率化 （1）一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。 （2）人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。 （3）業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。 （4）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置 （1）一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する （2）人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。 ① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。 さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして、その検証結果や取組状況を公表する。 （3）業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。 （4）契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。 ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。 イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ 一般競争入札等により契約を行う場合で	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置 ・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、複写機台数見直しなどにより削減に努め、平成22年度実績に比べ6%以上の削減を図る。 ・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人事配置に努め、平成22年度実績に比べ3%以上の削減を図る。 また、給与水準についても平成21年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持するとともにその結果を公表する。 ・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、業務の効率化、コストの削減に努め平成22年度実績に比べ3%以上の削減を図る。 ・契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する ア 原則一般競争入札を行い、随意契約を行う場合は真にやむを得ない場合とする。 イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ 一般競争入札により契約を行う場合であっても、競	・一般管理費については、所用の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、不要な複写機の廃止を行うなどにより削減に努め、平成22年度実績と比べ、11.6%減（平成24年度実績と比べ2.9%減）となり、年度計画を達成した。 ・人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計上するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成22年度実績と比べ19.1%の削減を行い、年度計画を達成した。 また、平成25年度の給与水準のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は97.4となり年度計画を達成した。 ・業務経費については、所用の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、消耗品、備品の共同利用など経費削減に努め、平成22年度実績と比べ、24.5%減（平成24年度実績と比べ、9.7%減）となり、年度計画を達成した。 ・一般競争入札については、仕様書の業務内容を具体的解りやすく記載し、特定の者が有利となる仕様とならないよう配慮を行った。発注単位についても、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とした。 また、公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて15日間を確保し、実施したところである。 ・一者応札となった案件については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるよう改善に努めた。 ・契約監視委員会及び会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施して

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

		あっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。 オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。	争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。 オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。	いるところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。 また、契約監視委員会では、１００万円以上（賃貸借は８０万円以上）の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容等について事前審査を行っている。				
評価の視点等	【評価項目 第２－６ 業務運営全体での効率化を達成するための措置】	自己評価	S			評 定		
		業務全般にわたるコストの縮減、人件費の削減等に努め、目標を上回るペースで業務効率化が進展している。			（委員会としての評定理由）			
【数値目標】 ・一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、２％以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として１０％以上の削減を達成する ・人件費については、平成18年度からの５年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革を平成23年度まで継続し、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う ・業務経費については、中期目標期間中、毎年度、１％以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として５％以上の削減を達成する		一般管理費は、平成22年度実績比11.6%減である。（平成24年度比2.9%減） 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）は、平成22年度実績比19.1%減である。（平成24年度比6.6%）なお、13.4%には、国家公務員の給与減額特例法に準じた減額支給措置による減額率（8.7%）が含まれる。 業務経費は、平成22年度実績比24.5%減である。（平成24年度比9.7%減）			（各委員の評定理由） （その他の意見）			
【評価の視点】 ・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。		実績：○ 不要な複写機の廃止を行うなどにより削減に努め、運営費交付金を減額した。 実績：○ 原則一般競争入札による調達、原則公募による任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減に努めた。						
【通知別添】 ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。 ・総人件費改革は進んでいるか。 ・法定外福利費の支出は、適切であるか。		実績：○ 当研究所は東京23区にあることから地域手当が18%になっていることやほとんどの研究員が博士号を有するなどもあり、年齢勘案のみのラスパイレス指数は100を超えているが、地域・学歴勘案の指数は事務職で97.4、研究職で98.1といずれも、100を下回っている。 実績：○ ・退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。 ・福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。						
【政・独委評価の視点等】 3 人件費管理 （１）給与水準 国家公務員と比べて給与水準が高い場合、 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。		実績：○ 職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。 実績：－ 累積欠損金はない。（該当なし。）						
（２）総人件費 ・総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。		実績：○ 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。						
（３）その他 ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。		実績：○ 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。						

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
第 4 財務内容の改善に関する事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項 (1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の 5 0 %以上の獲得を達成すること。 <								

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
2. 経費の抑制に関する事項 （1）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。 （2）研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の節減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置 （1）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。 （2）研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。 第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙1のとおり。 2. 収支計画 別紙2のとおり。 3. 資金計画 別紙3のとおり。 第5 短期借入金の限度額 1. 限度額 100,000,000円 2. 想定される理由 ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足 第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。 第7 剰余金の使途 ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置 （1）効率的な資金の運用・管理 ・「無駄削減取組目標」のうち、特に無駄削減に向けた職員の意識改革、行政コストの節減・効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的に実施し、予算執行状況の把握とともに、これら取り組み状況について、運営会議で評価を行う。 （2）研究業務の集約化 ・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 ・データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。 第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙2のとおり 2. 収支計画 別紙3のとおり 3. 資金計画 別紙4のとおり	・各研究部／センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。また、光熱水料の値上げ及び省エネに対応するため、研究所全体で省エネ。節電等の無駄削減に取り組んだ。 ・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらにを行い、コストの削減を行った。 ・引き続き、国民健康・栄養調査のデータ入力及び血液検査等の業務について、アウトソーシングを行い、人的コスト及び経費の削減を行った。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第3－2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		事務処理の効率化、研究機器等の共同利用の促進、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。		（委員会としての評定理由）	
【数値目標】	－	－		（各委員の評定理由）	
【評価の視点】	・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。	実績：○ 調達案件の処理にあたり、原則一般競争入札とし、効率的な資金運用に取り組んだ。		（その他の意見）	
・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。	実績：○ 設備等点検業務や、研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。				
・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。	実績：○ 計画と実績との差異は経費節減によるものである。				
・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。	実績：○ 経費節減によるものである。				
【通知別添】	・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績：○ 耐用年数経過後も使用可能な備品を継続使用するなど有効活用を図り、また、消耗品についてもコピー用紙の両面印刷の励行などにより使用量削減に努めた。			
【政・独委評価の視点等】		実績：○ 当期の総利益は、89,015,073 円である。 〈要因〉 運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことによるもの、また経費節減によるものである。			
1 財務状況					
（1）当期総利益（又は当期総損失）					
・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 （具体的取組） 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。					
（3）運営費交付金債務		実績：－ 運営費交付金について、該当事例はない。			
・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。					
・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。		実績：○ 経費節減によるものである。			
4 契約		実績：○ ・平成 21 年 7 月 14 日付にて「1 者応札・1 者応募」に係る改善方を策定し、ホームページに公表している。 ・平成 21 年 11 月 2 日付の「契約事務取扱要領の改正にて、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置を定め、11 月 9 日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備するなど、契約の適正化に向けて規定等を適切に整備し運用している。			
（1）契約に係る規程類、体制					
・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。					
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。		実績：○ 監事による月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、相互牽制を図っている。			
（2）随意契約見直し計画等		実績：○ 指摘のあった「1 者応札・1 者応募」については、平成 21 年 7 月 14 日付にて改善方を策定しており、特に 2 カ年連続で一者応札であった契約については、契約監視委員会において点検を受け、具体的な原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。 また、「随意契約見直し計画」については、「事務・事業を取りやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成している。			
（3）個々の契約		実績：○ ・会計担当監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。			
・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績		
第5 その他の業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 (1) セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。		第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置 (1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。 (2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。 (3) 積立金処分に関する事項 該当なし。		第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置 (1) セキュリティの確保 ・政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの確保に努める。 第6 平成25年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙5のとおり		・情報セキュリティ確保のために、クラウド型セキュリティファイアウォールを導入し随時最新のウイルスに対応できるよう監視体制を強化した。年6回のセキュリティ講習会(感染研と共同開催)を実施した。セキュリティポリシーの改訂を行い最新のセキュリティの確保に努めた。		
評価の視点等	【評価項目 第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】		自己評価	A			評 定	
			保有する情報システムについて、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、適切な対策を講じて、セキュリティ対策を一層強化した。			(委員会としての評定理由)		
	【数値目標】 ・年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。		内部での自己チェックに加え、セキュリティ監査会社によるチェックを行っている。			(各委員の評定理由)		
	【評価の視点】 ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。		実績：○ 「セキュリティ対策実施手順書」の見直しにより、さらなるセキュリティの強化を図った。また、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した。			(その他の意見)		
	・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。		実績：○ 年6回セキュリティ講習会(感染研と共同開催)を行い意識の向上に努めた。					